

Title	ドイツ語新正書法§34の問題
Sub Title	Probleme der Schreibung von "trennbaren Zusammensetzungen" aus Partikel/adjektiv/Substantiv + Verb
Author	中山, 豊(Nakayama, Yutaka)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2003
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.84, (2003. 6) ,p.227(16)- 242(1)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00840001-0242

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ドイツ語新正書法 § 34 の問題

中山 豊

1. はじめに

新正書法が1996年8月にドイツの大半の州の小学校に試験的に導入され始めてから7年近く、1999年8月にドイツ語で表記された大部分のメディアによって採用されてからほぼ4年が経過した。この改革は1901年の第2回正書法会議がドイツ語圏での正書法を統一化することを主眼として、すでに流布していた表記の中から標準形を選別する程度に留まっていたのに対して、簡易化することをその主目的として文法の体系を変えてしまうほどまでに人為的に手を加えたという点で、今後のドイツ語の発展にも影響を与えかねない性質をもっている。新正書法の規則が改革者たちが主張するように、体系的・合理的で習得が容易であるならば、導入後十分とも言える年月を経た現在、以前にも増してすっきりとしたドイツ語表記が実現していてもおかしくはないはずである。が、私たちが日々目にするドイツ語の文献は、新聞・雑誌をはじめとして、電子メディア、教科書、学術論文、官公庁の文書に至るまで、正書法に関しては以前の統一された姿は失われ、無秩序とも言える様相を呈している。

そのような混乱の例は枚挙にいとまがない。例えば、以下の(1)は dass が新正書法に、hochgeschätzt は旧正書法に基づいた混合表記である。(2)は muss が新正書法、sogenannt が旧正書法、sicher zu stellen はいずれの正書法にも該当しない3種混合表記である。(3)の Asylsuchenden は新旧両正書法で認められた表記であるが、新正書法には Asyl Suchenden

というグロテスクな変種も加わる。また *so genannte* は新表記であるが、旧正書法の *sogenannt* 「いわゆる」 / *so genannt* 「そのように呼ばれる」のような意味の違いを表すことはできない。(4) は *auseinandersetzen* が旧、*muss* が新の混合表記、(5) の *weit gehend* は従来の *weitgehend* に加わった新表記で、*einher geht* は新旧どの正書法に照らし合わせても不適切な分かち書きである。

- (1) Tabibzadh ist überzeugt, *dass* es der traditionsreichen, von ihm *hochgeschätzten* deutschen Iranistik an der nötigen Verbreitung fehle. (DAAD Letter Nr.3 2002, S.36)
- (2) Um Beweismaterial *sicher zu stellen*, durchsuchten Polizisten gestern elf Objekte in Brandenburg, Hessen und Baden-Württemberg....Kernstück ist die Erhöhung der Einkommensgrenze für *sogenannte* Mini-Jobs von derzeit 325 Euro auf 400 Euro. Bis zur Grenze von 800 Euro *muss* ein Arbeitnehmer verringerte Sozialabgaben zahlen. (WDR-Sendung vom 19.12.2002, 17 Uhr)
- (3) Den USA warf Amnesty vor, eine unbekannte Zahl von *Asylsuchenden* aus dem Irak festzuhalten./ Elektroschockgeräte, *so genannte* Butterfly-Messer, Wurfsterne und verschiedene Arten von Springmessern sind vom 1. April an verboten. (WDR-Sendung vom 30.03.2003, 12 Uhr)
- (4) Man wird sich als Fremdsprachenlehrer fragen, ob man sich mit all diesen Problemfeldern sprachpolitisch *auseinandersetzen muss*. (ドイツ文学 109号,128)
- (5) Schaffung von mehr Wettbewerb in der Hochschullandschaft—mit der eine *weit gehende* Autonomie der Hochschulen *einher geht*—ist eine der vorrangigsten Aufgaben der Bildungspolitik. (Gemeinsame Erklärung von Wirtschaftsministerkonferenz

(WMK) Kultusministerkonferenz (KMK) Bundesverband der Deutschen Industrie (BDI) Bundesvereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände (BDA) Deutscher Industrie- und Handelskammertag (DIHK) Zentralverband des Deutschen Handwerks (ZDH) Berlin, den 28.11.2002)

(1)―(5) は筆者が採集した数多い珍表記の中のごく一部の例にすぎないが、ここから印象づけられることは、よく取りざたされる ss/ß の書き分けの問題以上に、新しい分ち書き・続け書き (Getrennt- und Zusammenschreibung= GZS) の規定によって生じた混乱のほうが大きいのではないか、ということである。事実 GZS は多くの論者から新正書法の „Kucksei“, „Alptraum“ (Eisenberg 1997 : 47), „Achillesferse“ (Bünting/Timmler 1997 : 28), „Hauptsorgenkind“ (Munske 1997 : 153) などと呼ばれるように、新正書法の大きな弱点である。本稿では GZS に関する規定のうち、分離動詞の続け書きに関する § 34 に焦点をあてて、その問題点を明らかにしてみたい。

2. 「分ち書き」を標準とする原則

新正書法規則集の GZS の序言には、文章の中で隣接した語は通常分ち書きにすることを (6) のように明記している：

(6) Bei der Regelung der Getrennt- und Zusammenschreibung wird davon ausgegangen, dass die getrennte Schreibung der Wörter der Normalfall und daher allein die Zusammenschreibung regelungsbedürftig ist. (DUDEN 1996 : 872, DUDEN 2000 : 1121)

(6) によれば分ち書きが大原則であるから、規則集では例外的に続け書きにする場合だけを規定すればよいことになる。

3. 分離動詞に関する一般的規定 (§ 34)

分ち書きの原則にあてはまらない代表例が、ドイツ語を特徴づける分離動詞が不定詞、現在分詞、過去分詞などの不定形として現れる場合と、副文の定形になった場合、すなわち前綴りと動詞が接触位置に立つ場合とであり、(7) で示す新正書法規則集 § 34 は、これに関する規定である：

(7) Partikel, Adjektive oder Substantive können mit Verben trennbare Zusammensetzungen bilden. Man schreibt sie nur im Infinitiv, im Partizip I und im Partizip II sowie im Nebensatz bei Endstellung des Verbs zusammen. (DUDEN 1996 : 873, DUDEN 2000 : 1122)

この規定で「分離できる合成語」とあるのは形容矛盾の感が否めないが、その問題にはここでは立ち入らないことにして、この条項の要点は分離動詞の前綴りとなる要素は小辞 (Partikel)、形容詞、名詞に限られる、ということである。これに従えば旧正書法で認められていた *kennenlernen* 「知り合う」、*spazierengehen* 「散歩する」、*sitzenbleiben* 「落第する」などの動詞を前綴りとする分離動詞は続け書きをすることは許されなくなる。*kennenlernen* は *lesen/schreiben/rechnen/singen lernen* などのような独立した動詞間の組み合わせとは異なり、各部分の本来の意味が希薄になった語として意識されていたからこそ続け書きされるようになったものだ。それは言語使用者の意識を忠実に表記に反映したのと言えよう。このように言語変化の流れや書き手の言語意識を無視して、動詞は前綴りとしては認めない、とする新正書法の杓子定規的なやり方は、当然のことながら文筆の現場に混乱をもたらす。(8) と (9) は新正書法で書かれた文書に見られるそのような混乱の例である。

(8a) Als ich hierherkam, war ich für viele in der kleinen Stadt die erste Amerikanerin, die sie *kennenlernten*. (DAAD Letter Nr. 3 2002 : 6)

(8b) Ich habe vier Labore *kennen gelernt* ... (ibid.: 27)

(9) So haben wir sicher gute Chancen, uns nicht nur gegenseitig in unserer Forschungsarbeit *kennenzulernen*, sondern... (Neue Beiträge zur Germanistik 1 2002 : 106)

(8) はドイツ学術交流会 (DAAD) の広報誌から採取した例だが、(8a) の *kennenlenten* は旧、(8b) の *kennen lernte* は新正書法による混合表記になっている。また (9) は日本独文学会理事長が学会機関紙に執筆した論文に現れた例で、ss/ß の使い分けは完璧であったが、唯一この箇所だけが旧正書法で表記されていた。この例のような良い言語感覚を持ち合わせたと考えられる手馴れた書き手が自然に使用する表記が一方向的に誤りとされてしまうのが、新正書法の欠点の一つである。旧正書法ではあまり書く習慣が無かったものだけが誤りを犯したが、新正書法ではそのような人の誤りも直らない上に、教養のある書き手も誤りを犯しやすくなった。ノーベル文学賞受賞者の Günter Grass をはじめとする多くの一流作家が新正書法を拒絶するのも当然と言えよう。

分ち書きを原則とする新正書法では、旧正書法とは異なり、GZSによって区別しやすかった *sitzenbleiben* 「留年する」(10a) と *sitzen bleiben* 「座ったままでいる」(10b) のような同音異義語が識別しづらくなる。読み手の理解を助けるよりも、書き手の簡便さのほうを重視する新正書法の欠点である。

(10a) Der Junge ist nicht *sitzengeblieben*. — Prima, daß er versetzt wurde.

(10b) Renn nicht so in der Klasse herum. Du mußt hier *sitzen bleiben*.

新正書法では (10) のいずれの場合も *sitzen bleiben* と分ち書きになる。GZS が果たしていた同音異義語識別の機能の喪失については 3.2 でも触れることにする。

3.1. 続け書きが許される小辞前綴り

新正書法 § 34 第1項は、定形後置文、不定形などで小辞前綴りと動詞が隣接する場合、以下のものに限り続け書きを認めている。

- (11) ab-, an-, auf-, aus-, bei-, beisammen-, da-, dabei-, dafür-, dagegen-, daher-, dahin-, daneben-, dar-, d(a)ran-, d(a)rein-, da(r)nieder-, darum-, davon-, dawider-, dazu-, dazwischen-, drauf-, drauflos-, drin-, durch-, ein-, einher-, empor-, entgegen-, entlang-, entzwei-, fort-, gegen-, gegenüber-, her-, herab-, heran-, herauf-, heraus-, herbei-, herein-, hernieder-, herüber-, herum-, herunter-, hervor-, herzu-, hin-, hinab-, hinan-, hinauf-, hinaus-, hindurch-, hinein-, hintan-, hintenüber-, hinterher-, hinüber-, hinunter-, hinweg-, hinzu-, inne-, los-, mit-, nach-, nieder-, über-, überein-, um-, umher-, umhin-, unter-, vor-, voran-, vorauf-, voraus-, vorbei-, vorher-, vorüber-, vorweg-, weg-, weiter-, wider-, wieder-, zu-, zurecht-, zurück-, zusammen-, zuvor-, zuwider-, zwischen- (Duden 2000 : 1122)

このリストには書き手の混乱を招く原因となるいくつかの問題点がある。まず、リストの膨大さである。90を越す数多くの前綴りを通常の書き手が記憶できるわけがないし、そもそもその気もおこらないであろう。新正書法のみ分ち書き重視の姿勢だけを理解し、(11)のリストを記憶できない、あるいは正書法辞典を検索する労を惜しむような書き手は、(6)の原則に過度に依存して、続け書きが認められている小辞と動詞をも分ち書きすることになる。(5)の *einher geht* や (12)の諸例はそのような数多い誤用例のごく一部に過ぎない。

(12a) Die... Augenoptiker in Deutschland könnten also goldenen
Zeiten *entgegen sehen*... (Frankfurter Rundschau, 15. 2. 2002)

(12b) Der 33-Jährige... war von *herbei gerufenen* Polizeibeamten

festgenommen worden. (dpa, 15.2. 2002)

(12c) ...kann der Brillenkauf auch noch länger *hinaus geschoben werden*. (Frankfurter Rundschau, 15. 2. 2002)

(12d) ...wenn zugleich deutliche Steuerentlastungen der *voran gegangenen* Reform wieder rückgängig gemacht werden? (Die Welt, 16. 10. 2002)

(12e) Aber einen entscheidenden sind die Ermittler noch nicht *weiter gekommen*. (Spiegel-online, 14. 10. 2002)

(12f) ...dass Achebe mit seinen Romanen Afrika dessen eigene Geschichte *zurück gegeben* habe. (Süddeutsche Zeitung, 14. 10. 2002)

(12g) Brüssel war der Versuch, *zusammen zu bringen*, was eigentlich gar nicht *zusammen zu bringen* ist... (Spiegel-online, 18. 2. 2003)

たまたま書き誤るということは誰にでもあることである。が、このような例の出現頻度の高さや、(12g) のような明らかに同一の書き手による複数回の誤りから判断して、誤用の原因が(11) のリストの無理解にあると、考えるのが妥当であろう。

次の問題点は、これらの小辞がなぜ選ばれたかの合理的説明がないことだ。davon-, daneben-などが続け書きが許されて、dahinter-, d(a) runter-, darüber-, davor-, vornüber- などがどうして許されないのかは理解できない。また、d(a) ran-, d(a) rein, da(r) nieder-は標準形と口語形がともに認められているのに対して、drauf-に対応する標準形darauf-が載っていないのも不思議である。rum-, rüber-, runter-などの口語形もリストにはないのに、DUDEN (1996) にはrüberkommen, rumhängen, runterfallenが続け書きになっており、規則集と正書法辞典とが整合していない。ちなみにgoogle検索をしてみると、rüber kommenは1750例, rum hängen 645例, runter fallenは604例が表示されたが、これらは新正書法に照らし合わせ

て正しいのだろうか、誤りなのだろうか。

また、(11) と付属の単語表とが一致していない場合があることも問題である。bevorstehenや dreinblickenは単語表では続け書きされているのに、bevor-, drein-は(11)には見当たらない。ここでも規則集と正書法辞典とで矛盾が生じ、書き手はどちらを頼っていいのか迷うことになる。

(11) には補足規定があるが、特にwiederが「再度」という意味を表す場合には続け書きしない、という趣旨の補足条項E₁は各種の辞典に大きな混乱を招く原因となった。例えばDuden (1996) ではwieder aufbauen, wieder aufbereiten, wieder beleben, wieder entdecken, wieder erkennen, wieder eröffnen, wieder finden, wieder gutmachen, wider sehenなど数多くの動詞の分かち書きが義務的になっているが、これがDuden (2000) ではwieder aufnehmen, wieder aufsuchen, wieder auftauchen, wieder einfallen, wieder einsetzen, wieder gutmachen, wieder herrichten, wieder tunを除いて、分かち書きは続け書きと並ぶ変種扱いに改訂されている。Dudenの編集者も理解できないようなあいまいな規則を、どうして一般の人々が理解できようか。基本語いであるwiedersehenを分かち書きにしたDuden (1996) の記載はこれを手本とする多くの辞典に受け継がれた。改革後初めて発行されたDuden (1996) は販売部数も多かったので、この誤りの被害を受けた辞書購入者の数も多いはずである。

3.2. 続け書きが許される副詞または形容詞前綴り

前綴りが副詞または形容詞のときは§ 34第2項によれば、(13a), (13b) の2つの場合に続け書きが許されることになる。

(13a) der erste, einfache Bestandteil [kommt] in dieser Form als selbständiges Wort nicht vor (Duden 2000: 1123)

(13b) der erste Bestandteil [ist] in dieser Verbindung weder erweiterbar noch steigerbar, wobei die Negation *nicht* nicht als Erweiterung gilt (ibid.)

(13a) は独立した語としては用いられない副詞または形容詞が前綴りの場合の続け書き許す規定だが、そもそも独立して用いられないのに副詞とか形容詞とかが、どうして判断できるのか不思議である。また規則集が例として挙げている *fehlgehen*, *fehlschlagen* の *fehl*, *feilbieten* の *feil*, *kundgeben*, *kundtun* の *kund* は Schneider (2002 : 24) が指摘しているように単独でも用いられる語である。

(13b) は問題となる副詞または形容詞が *sehr*, *ganz* などの語によって修飾されもしないし、比較変化もできない場合を規定している。すなわち副詞または形容詞としての性質を失ったものには続け書きを許す規定である。しかしこの形式的規則は新正書法の提唱者さえも認めるように、普通の書き手が容易に使いこなせるものではない (Gallmann/Sitta1996 : 120)。またある副詞・形容詞由来の前綴りが修飾されるか、比較変化が可能かどうかの判断は話者によって異なることも十分考えられる。例えば *bekanntmachen* 「公示する」は新正書法では分ち書きされるが、これは (14) のような表現が容認可能であることを前提としていることを意味する。

(14) (??) *Wir wollen die Verlobung unseres Sohnes ganz
bekannt/nach bekannter machen.*

しかし (14) は非常に不自然な表現であり、*bekanntmachen* と続け書きされなければならないことになる。また Schneider (2002 : 26) によれば、*lahmlegen* や *offenlegen* の *lahm*-と *offen*-も修飾することも比較変化もできない。したがって正しい言語感覚をもつ新正書法の書き手が、(15) のような旧表記をしたとしても決して不思議ではないことになる。

(15a) *Das Ergebnis des Wettbewerbs um die Neubebauung von
„Ground Zero“ soll heute offiziell bekanntgegeben werden.
(Deutschlandfunk 27. 2. 2003, 10 Uhr)*

(15b) Zur Stunde beginnt ein Streik der Lokführer, der den
Zugverkehr bundesweit für knapp eine Stunde *lahmlegen* soll.

(wdr-online, 06. 03. 2003, 6 Uhr)

(15c) Microsoft will angeblich Quellcode *offenlegen* (ZDNet 28. 3.
2000, 00 : 01 Uhr)

(15) は新正書法では誤りとされるが、誤っているのははたして書き手であろうか、新正書法の考案者であろうか。新正書法の規則集では (13b) の規則の適用が普通の書き手には難しいことを予想してか、*festsetzen* = *bestimmen* のような同義の動詞で言い換えられるものは続け書きを許す、というような意味的な基準をもちだしている。しかし、この伝でいけば *bekannt machen* = *veröffentlichen* であるから *bekanntmachen* のように続け書きしなければならない、と主張することも可能である。またこのような意味基準への依存は形式的基準を重視する新正書法の原則に背くことになる、という点で問題である。

形式性重視の典型例は補足 E₃ 第 2 項と第 3 項の規定である。まず第 2 項は「(複合的な) 副詞 + 動詞」の組み合わせは分かち書きをする、というものであり、この規定に従えば「前置詞 + *-einander*」を前綴りとする動詞は意味に関係なく分かち書きが強制される。この規定により、旧正書法の GZS では可能であった *sich auseinandersetzen* の「取り組む」(16a) と、「離れて座らせる」(16b) のような意味の区別が新正書法では不可能となる。

(16a) Wollen Sie sich mit diesem Problem *auseinandersetzen*?

(16b) Wollen Sie die Schüler *auseinander setzen*?

新正書法の推進者はこのような多義性は文脈によって解消でき、また *auseinandersetzen* が定形として用いられて分離するようなときにはどのみち意味識別はできなくなる、と言う反論をする (例えば August1997)。

この主張が妥当だとすれば、分離動詞は大原則に従ってすべて分ち書きにしても困らないことになる。多義性は文脈によって解消できると言うのは確かであるが、問題は読み手に不必要な負担をかけるかということだ。また、(16a) のような抽象的意味で続け書きがなされていたのは言語使用者がこれを一つの語として意識してきたことの現われであろう。上掲 (4) はそのような健全な言語感覚をもつ高名なドイツ人言語学者の手になる「誤り」であるが、これを誤りとするような規則のほうにこそ、問題はないのだろうか。新正書法の恣意的な分ち書きの規定によって、辞書の見出しから *auseinandersetzen* が消える。1つの語が、その見識さえ定かではない一握りの人間たちの判断によって言語共同体から抹殺されてしまうのである。そのようにして消滅する語は *auseinandersetzen* 1語にとどまらない。新正書法の GZS が「語のジェノサイド」とも呼ばれる所以である。

E₃第3項には、「ig, -isch, -lichに終わる派生語は分ち書きする」、という規定がある。この規定は形式的であるばかりでなく、極めて恣意的で、(13b) に従えば続け書きされるべき語までも分ち書きされることになる。例えば *freisprechen* 「無罪を言い渡す」も *heilig sprechen* 「(死者を) 聖列する」も (13b) によれば前綴りは比較変化もせず、強調語句による限定も受けないので、続け書きされるはずであるが、新正書法では *heilig-* が *ig* で終わるという形式的理由をもってこれのみが分ち書きされる。同様の理由で *bereitstellen* 「用意する」、*sicherstellen* 「押収する」は続け書きされるのに対して、*ruhig stellen* 「(ギブスなどで) 固定する」は分ち書きとなる。上掲の例 (2) の *sicher zu stellen* はこのような恣意性が招いた混乱であると言えよう。

3.3. 続け書きが許される名詞あるいは名詞由来の前綴り

旧正書法では「名詞+動詞」の語群についての規定は (17) のようになっていた。

(17) Man schreibt ein Substantiv mit einem Verb zusammen, wenn das

Substantiv verblaßt ist und die Vorstellung der Tätigkeit vorherrscht. (DUDEN 1991 : 62, R 207)

(17) の規定では「名詞がその性質を失い行為が強く想起されるときには名詞と動詞を一まとめにして書く」とあるが、このようなもっぱら話し手の心理に依存した規定では、その運用が (18) のように恣意的となり、批判の対象となるのも仕方のない面があった。

(18)

不定詞	3人称単数	過去分詞
(a) Auto fahren	er fährt Auto	er ist Auto gefahren
(b) kegelschieben	er schiebt Kegel	er hat Kegel geschoben
(c) radfahren	er fährt Rad	er ist radgefahren
(d) eislaufen	er läuft eis	er ist eisgelaufen

(18) では (a) から (d) の4段階にわたって名詞性が希薄になるような表記になっている。(a) ではAutoは常に大文字で書かれ動詞とは分けて書かれている。逆に (d) ではEisは名詞性を全く失った分離動詞の前綴りとして扱われ、常に小文字で書かれ、不定形あるいは定形後置では常に動詞とまとめて書かれる。(b) と (c) はその中間である。

旧正書法のこのような複雑な表記に対して、新正書法は分かち書きを原則として、名詞あるいは語源的には名詞であった前綴りとしては § 34 第3項で heim-, irre-, preis-, stand-, statt-, teil-, wett-, wunder- の8個に限り続け書きを認めるだけなので、(18) は新正書法では (19) のようにすっきりとしたかたちで表記されることになる。

(19)

不定詞	3人称単数	過去分詞
(a) Auto fahren	er fährt Auto	er ist Auto gefahren

(12)

(b) Kegel schieben	er schiebt Kegel	er hat Kegel geschoben
(c) Rad fahren	er fährt Rad	er ist Rad gefahren
(d) Eis laufen	er läuft Eis	er ist Eis gelaufen

(19) のように大文字書きと分かち書きを徹底することで、書き手にとっては簡便になったように見える新正書法であるが、その問題点も忘れてはならない。例えば、Eis laufen とすることにより、Eis kaufen のような目的語と他動詞が結びついた構文との区別がつかなくなる (Schneider 2002 : 28)。また、Auto/Kegel/Rad/Eis のような本来の名詞ばかりでなく、leid tun/recht haben のような名詞ではない語と動詞の結合に関しても Leid tun, Recht haben のようにそれらが名詞であるかのように扱うことで、簡易性と引き換えに文法的正しさを犠牲にしている場合もある。leid と recht が名詞性をもっていないことは (20a, b) の例をみれば明らかである (両例とも FDS 2002 : 3 より引用)。

(20a) *Aus der Sache kann nichts werden — *so Leid* es mir für dich tut. (Michael Ende : Wunschpunsch, Stuttgart 1997, S.91)

(20b) *Wie *Recht* du doch hattest!

(20) の2つの例においては形容詞あるいは副詞に付加されるはずの *so* あるいは *wie* がそれぞれ名詞を限定する、と言う意味で非文となる。また (19) の例に戻れば、Auto のような可算名詞が無冠詞で使われるということは、その名詞性が希薄になっているのであるから、逆に *autofahren/kegelschieben/radfahren/eislaufen* と続け書きで統一化する行きかたもあるはずであった。むしろこのほうがドイツ語の単一語化 (Univerbierung) へと向かう長い歴史の中の言語変化により適切に対応した表記であると言ええるかもしれない。

4. 結語

1901年の正書法会議では、それまで流布していた複数の語形を1つに統一する、ということが主眼であったが、1996年の新正書法は簡易化を目標にして導入された。そして簡易化が達成された根拠として旧正書法に基づいて編纂されたDuden1991の規則が、212もあったのに対し112に削減したということが言われる。しかし、本稿で考察した分離動詞の接触位置での続け書きに関する§34の規定を見れば明らかのように、1つのパラグラフは数多くの複雑な細則からなるものであり、実際の規則の数はそれほど減少していないのが実情である。また簡便さを追求するあまりに、言語変化の流れ、言語使用者の意識、文法性に反してあまりにも機械的・形式的に分ち書きを適用しようとする傾向は、GZSの領域での混乱の大きな原因になっている。本稿で挙げた誤用の例はそのうちのごく一部に過ぎず、FDS(2002)はそのような例を満載している。とりわけ冒頭で挙げた(5)の誤りを含む文書はこの正書法を民意に背いて強行している文相会議も関わっているものであり、新正書法が簡便であるという主張に対する何者にも勝る反論を提供している。自らが正しく使いこなせないような代物を一般の書き手に対してどのようにして使いこなせ、と強制できるのだろうか。

新正書法に問題があるのは確かではあるが、それは旧正書法が万全であるということの意味しない。Auto fahren/radfahren, freisprechen/schuldig sprechenなどの一貫性のなさはその典型例である。Duden(1991)以前の正書法辞典を金科玉条のごとく掲げ、不合理に目をつぶり、それに反するものは間違いだ、という態度は誤りであろう。ただ、このような問題を解決するやり方としては、新正書法提唱者のように、机上で作らあげた規則を多数の民意や言語意識を踏みにじるようなやり方でごり押しすることも適切ではなかろう。むしろ伝統的な正書法を言語変化の傾向に注意を払い、実際に行なわれている言語慣用をつぶさに観察し、多数の書き手の言語意識を反映した形で旧来の正書法をリベラルに解釈し直し、現実と乖離

しない形に改善していくことのほうが肝要なのではなからうか。Ickler (2000) はそのような方向を指し示す試みとして高く評価できる正書法辞典であるが、これについては稿を改めて論じてみたい。

5. 参考文献

- Augst, Gerhard (1997): Die Gegner der Neuregelung behaupten — Richtig ist... Zwölf Behauptungen zur Neuregelung der deutschen Rechtschreibung und was davon zu halten ist. (= Vorlage für die Pressekonferenz am IDS in Mannheim vom 12. 9. 1997)
- Augst, Gerhard u.a. (Hg.) (1977) : Zur Neuregelung der deutschen Orthographie. Begründung und Kritik. Tübingen. (= RGL 179)
- Bünting, Karl-Dieter/Timmler, Wilfried (1997): Probleme bei der Umsetzung der neuen Rechtschreibung im Wörterbuch. In: Eisenberg/Munske (Hg.), 25–38.
- Duden (1991) : Rechtschreibung der deutschen Sprache. 20., völlig neu bearb. und erw. Auflage. Hg. von der Dudenredaktion auf der Grundlage der amtlichen Rechtschreibregeln. Mannheim u. a. (Duden Band 1)
- Duden (1996): Rechtschreibung der deutschen Sprache. 21., völlig neu bearb. und erw. Auflage. Hg. von der Dudenredaktion auf der Grundlage der neuen amtlichen Rechtschreibregeln. Mannheim u. a. (Duden Band 1)
- Duden (2000): Die deutsche Rechtschreibung. 22., völlig neu bearb. und erw. Auflage. Hg. von der Dudenredaktion auf der Grundlage der neuen amtlichen Rechtschreibregeln. Mannheim u. a. (Duden Band 1)
- Eisenberg, Peter (1997): Das Versagen orthographischer Regeln. Über den Umgang mit dem Kucksei. In: Eroms / Munske (Hg.), 47–50.
- Eroms, Hans-Werner/Munske, Horst Haider (Hg.) (1997): Die Rechtschreibreform — Pro und Kontra. Berlin.
- Forschungsgruppe Deutsche Sprache (=FDS) (Hg.) (2002): Rechtschreibreform — eine Bilanz. Berlin.
- Gallmann, Peter/Sitta, Horst (1996): Die Neuregelung der deutschen Rechtschreibung. Mannheim. (= Duden Taschenbuch 26)
- Gallmann, Peter (1997): Konzepte der Nominalität. In: Augst u.a. (Hg.), 209–241.
- Günther, Hartmut (1997): Alles Getrennte findet sich wieder — Zur Beurteilung der Neuregelung der deutschen Rechtschreibung. In: Eroms/Munske (Hg.), 81–93.

- Ickler, Theodor (2000): Das Rechtschreibwörterbuch : sinnvoll schreiben, trennen, Zeichen setzen. Die bewährte deutsche Rechtschreibung in neuer Darstellung. 2., unveränderte Auflage. St. Goar.
- (2001): Regelungsgewalt. Hintergründe der Rechtschreibreform. St. Goar.
- Munske, Horst H. (1997): Wie wesentlich ist die Rechtschreibreform? In: Eroms/Munske (Hg.), 143–156.
- Schneider, Michael (2002): Die Neuregelung der deutschen Orthographie. Marburg.